

加入申込受付中 平成26年度交通災害共済

福井県市町交通災害共済は、県内16市町(福井市除く)が共同で行っている共済です。共済へ加入した方が万一交通事故にあった際に見舞金を支給する制度です。いざという時、あなたを守る交通災害共済です。家族そろっての加入をお勧めします。

○共済期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

※中途加入の場合は、掛金納入の翌日から

○共済掛金 1人年額500円(中途加入の場合も同額)

※加入は1人1口

○加入資格 加入申し込み時に南越前町に住民登録をしてある方

○加入方法 加入申込書を各家庭にお届けします。区長さんを通じてお申し込みいただくか、直接役場会計室又は各総合事務所生活福祉グループまでお申し込みください。金融機関窓口(県内福井銀行のみ)での掛金納付もできます(金融機関窓口振込の締め切りは、10月末までです)。

○対象となる事故 日本国内で自動車、自転車、路面電車などの運行に伴う接触、衝突、転落、その他の事故による人の死傷

○災害見舞金請求方法 総務課防災安全室又は各総合事務所生活福祉グループに問い合わせの上、請求手続きを行ってください。

○請求に必要な書類

- 加入者証
- 交通事故証明書
- 医師の診断書(死亡の場合は死亡診断書又は死体検案書)
- 死亡の場合は、除籍謄本及び災害見舞金の請求者の戸籍謄本
- その他必要と認める書類

○請求期間 災害を受けた日から2年以内

○災害見舞金

- 死亡 100万円
 - 傷害 災害の程度により2万から100万円
- ※交通事故が天災等により発生したときや飲酒、無免許運転又は重大な過失により発生したときは、見舞金の全部又は一部を支払いません。

■問合せ 総務課防災安全室 ☎47-8000

年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124
町民税務課 ☎47-8015

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなります。お早めにお申し込みください。

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込み込まれた方で、平成16年4月以降の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限(平成26年3月31日)までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」または武生年金事務所にご連絡ください。

【注意】平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

後納制度の申し込み・納付書の再発行のお問合せ先

国民年金保険料
専用ダイヤル(ナビダイヤル) 0570-011-0500

※一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6731-2015(通常料金がかかります)におかけください。

受付時間

月曜日 午前8時30分～午後7時
火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※お問合せの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)及び12月29日～1月3日はご利用いただけません。